

## 第2回決算特別委員会会議記録

日時 令和2年9月23日(水曜日)  
場所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時0分 開議  
午後2時16分 散会

付託事件

認定第1号

### 1 本日の会議に付した事件

(1) 認定第1号 令和元年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について

### 2 出席委員(13名)

委員長	小川勝夫君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	滑川友理君	委員	土田記代美君
委員	田中真己君	委員	田口文明君
委員	鈴木宣子君	委員	高倉富士男君
委員	飯田正美君	委員	小泉康二君
委員	渡辺政明君	委員	須田浩和君
委員	松本勝久君		

### 3 欠席委員(なし)

### 4 委員外議員出席者(3名)

議長	安藏栄君	議員	袴塚孝雄君
議員	田口米蔵君		

### 5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	小田木健治君	政策企画課長	宮川孝光君
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼人事課長	天野純一君
財産活用課長	谷津茂男君		
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	小川喜実君
財務部参事兼財政課長	梅澤正樹君	市民税課長	安里裕行君
資産税課長	関根豊君	収税課長	佐々木信也君
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部副部長	小嶋いつみ君

市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青 山 和 夫 君	防災・危機 管理課長	小 林 良 導 君
福祉部長兼 福祉事務所長	横 須 賀 好 洋 君	福祉総務課長	堀 江 博 之 君
保健医療部長	大 曾 根 明 子 君	保健医療部 副部長	田 中 誠 一 君
保健所参事兼 保健予防課長	小 林 秀 一 郎 君	保健総務課長	小 林 か お り 君
地域保健課長	龍 田 晴 美 君		
産業経済部長	鈴 木 吉 昭 君	産業経済部 参事兼 商工課長	長 谷 川 昌 人 君
農業環境整備 課長	三 村 隆 君		
建設部長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設計画課長	大 森 幹 司 君
土木補修事務 所長	小 田 博 之 君		
都市計画部長	加 藤 久 人 君	建築指導課長	井 原 孝 志 君
会計管理者 兼会計課長	小 田 木 義 弘 君		
消 防 長	小 泉 直 紀 君	消 防 次 長	大 内 康 弘 君
消防本部参事 兼救急課長	石 田 宏 一 君	消防総務課長	箕 輪 重 美 君
消防救助課長	植 木 和 弘 君		
教 育 長	志 田 晴 美 君	教 育 部 長	増 子 孝 伸 君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴 木 功 君	学校保健給食 課長	小 川 佐 栄 子 君
生涯学習課長	野 澤 昌 永 君		

6 事務局職員出席者

事 務 局 長	小 嶋 正 徳 君	事務局次長 兼総務課長	関 谷 勇 君
議 事 課 長	永 井 誠 一 君	議 事 係 長	綱 島 卓 也 君
書 記	昆 節 夫 君	書 記	島 田 祐 輔 君

午前10時 0分 開議

○小川委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第2回決算特別委員会を開会します。

この際、御報告申し上げます。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしくお願ひいたします。

〔傍聴人入室〕

○小川委員長 この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 それでは、着席の位置につきましては、現在のとおりとさせていただきます。

なお、委員会の出席説明員につきましては、前例に倣い、通告のあった担当部課長のみの出席とさせていただきますので、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(2)のとおり、認定第1号であります。

---

今後の審査の日程等について

○小川委員長 それでは、審査の進め方について、お諮りいたします。

委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日と明日の2日間で6名の委員からの通告に基づく質疑を行い、25日に総括的な御意見を伺った後、採決を行ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、通告に基づく質疑につきましては、本日は高倉委員、飯田委員、須田委員の3名に、明日は鈴木委員、田中委員、土田委員の3名に行っていただくこととしたいと思いますので、御了承願います。

なお、質疑時間につきましては、さきの委員会において、通告者1人当たりの持ち時間をおおむね1時間とし、通告者の質疑の後に行います関連質疑の取扱いにつきましては、全ての通告を通しまして、各委員1人当たりの持ち時間をおおむね10分間とすることで決定したところでありますので、よろしくお願ひいたします。

次に、発言通告につきましては、一覧として取りまとめ、また、事前に請求がありました決算審査に係る追加資料につきましては、正副委員長で協議の上、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

---

認定第1号（令和元年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について）

○小川委員長 それでは、認定第1号を議題といたします。

これより通告に基づき質疑を行います。

なお、委員会運営の効率化を図るため、重複する質疑、質問等は極力避けていただきますとともに、質疑、質問等に際しましては、決算書及び審査資料に基づき、記載箇所をお示しいただきながら行っていただきたいと思ひます。

また、関連質疑につきましては、各委員の通告に基づく質疑終了後に行いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、令和元年度の決算に関係のない要望等の議論については避けていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

初めに、高倉委員から発言を願ひます。

高倉委員。

○高倉委員 それでは、認定第1号につきまして、通告に従いまして順次質疑を行わせていただきます。

まず最初に、歳入でございますけれども、市税収入及び不納欠損についてということで通告をさせていただきました。決算資料では、議案書⑤の2ページ、3ページ、今回資料請求もさせていただきました。

市税収入でございますけれども、本市の歳入の非常に大きな柱になっておりまして、当初予算で424億4,206万7,000円という歳入、全体の約33.2%を市税収入として見込んでいたわけですね。今回、決算状況を見ますと、調定額で436億2,348万5,479円ということで、当初予算に対して約102.8%、また収入済額としては421億6,894万1,678円ということで、調定額に対して約97%の執行率となったわけでございます。また、不納欠損額としては2億1,425万318円、収入未済額については12億4,029万3,483円ということでございますけれども、まず、この令和元年度の決算における個人、法人市民税をはじめとした市税収入の状況、またその評価について、執行部の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○小川委員長 それでは、ただいまの件について、答弁を願ひます。

佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの高倉委員の御質問について、お答えいたします。

市税全体の収入状況でございますが、議案書⑥の令和元年度各会計決算報告書、基金運用状況調書の6ページをお開き願ひます。

第4表の一番上に市税の決算額があり、平成30年度と比較いたしますと、約2億6,100万円、0.6ポイントの増加となっております。また、収納率につきましても96.7%で、前年度と比べ0.4ポイント向上しております。市税の収入未済額につきましては、決算審査関係資料の8ページをお開きいただきたいと存じます。

一番上の行が市税でございます。こちらの表の右端に令和元年度の収入未済額の項目がございます。市税全体といたしましては約12億4,000万円で、平成30年度が約13億8,000万円でございましたので、前年度比で約1億4,000万円の減少となっております。また、平成27年度の約22億円との比較におきましても、大幅に減少しております。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 御説明ありがとうございました。

30年度に比べて収入のほう、また収入未済額も含めて改善がされているということによろしいですね。この市税の改善がされたので、特に収入未済額とか、そういった部分で改善が見られたことが非常によかったのかなというふうに思います。

続いて、不納欠損についてということで通告をいたしまして、歳入全体の不納欠損については3億2,220万5,853円、そのうち市税における不納欠損額が2億1,425万318円というふうになっております。不納欠損全体の66.5%と大きな割合を占めておるわけですが、これら市民税と歳入全体における不納欠損の状況についてお伺いしたいのと、なぜ不納欠損に至ってしまったのかということで、まず今回、請求資料のほうで不納欠損の状況等をお示しいただきましたので、ちょっとそれと併せて御説明をいただければなというふうに思います。

○小川委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの高倉委員の御質問について、お答えいたします。

不納欠損の状況でございますが、まず、決算審査関係資料の10ページのほうで、不納欠損額年度別一覧表というものがございます。この一番上の行が市税でございます。こちらは年度により増減がございまして、平成27年度から令和元年度までの5年間において、2億1,000万円から4億7,200万円の間で変動しております。

また、決算特別委員会資料の3ページをお開き願います。

こちらの表の一番左側に地方税法18条第1項という欄がございます。こちらの18条第1項の欄の右側に、うち執行停止という欄がございまして、執行停止の欄よりも右側の欄が、私どもが財産調査をしっかりとやりまして、その結果不納欠損となったものでございます。一番左側の合計の金額が約4,300万円でございますが、このうち執行停止の金額約3,000万円を引いた残りの1,300万円ほどが5年間の単純時効という形で時効になったものでございます。こちらの時効を減らすということが大切でございますので、これを減らす取組としましては、市税の場合には納税義務者の約9割以上の方から納期内納付をしていただいております。そのことから公平性を確保しなければなりませんので、納期限を過ぎても納付がないという場合には、早い段階から督促や催告を行い、納税相談につなげて、負担の少ないうちに納付を勧めて、滞納状態を解消できるように取り組んでおります。一方で、財産調査の結果、財産がありながら納税をしない方には、財産の差押えや不動産の公売など法令に基づく適切な対応に努めてまいりました。

今後におきましても、納期内納付者との公平性の観点から、できる限り財産調査を進め、納付資力を確認しながら、処分可能な財産の差押えや滞納処分の執行停止などの取組を強化して、収納率の向上と収入未済額の縮減を図るとともに、適切な不納欠損処理に努めてまいります。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 かなり詳しく説明いただきました。ありがとうございます。

きちっと財産調査なんかをやって、また不納欠損に至らないよう取り組んでいるということで、ただ5年経過で時効消滅している市民税などは、非常に高い割合になっております。やはり今言ったような、それぞれ5年の時効に至るまでにしっかり納税していただくという形をとれるように、ここはもうちょっと取組が

必要なのかなど、この元年度の決算を見て感じました。不納欠損については、以上でございます。

続いて、2点目の財産売払収入についてということですが、議案書⑤の46ページから51ページ、また令和元年度決算審査関係資料の116ページから117ページに明細の記載がございました。財産収入というのは、水戸市が所有している財産の数ですとか、また運用、売却によって、いわゆる現金収入でございますけれども、当初予算においては、財産収入として3億466万5,000円ということでありましたけれども、調定額が1億2,002万5,552円となっております、執行率としては約39%ということで、歳入の中でもこの執行率が低いというのが目立ったわけなんです。特に財産売払収入については7,996万3,893円、30.5%ということで低い執行率になっておりますけれども、財産売払処分についての状況とか、執行率が低くなっている要因はどういったことなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○小川委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

財産売払収入のうち予算と決算に開きが大きいものと、やはり土地の売払収入でございます。予算額2億5,331万2,000円に対しまして7,403万2,975円という状況で、1億7,000万円の開きがございます。土地の売払収入につきましては、市が保有する普通財産のうち将来も利用されない土地については、積極的に売却を進めるものとしていたしまして予算化しておりますが、競技場などの対象地の諸条件によって、なかなか売却が進まないというのが現状でございます、予算と決算の差が生じている状況でございます。

売払につきましては、決算審査関係資料の116ページから117ページでございます。中身につきましては、法定外公共物として利用価値のなくなった排水路敷であるため、隣接所有者の払い下げ申請により売払しているものや道路拡幅による代替農地などの売払、また住宅用地としての売払等でございます。

以上でございます。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 今御説明いただいたとおり、決算審査関係資料の116ページ、117ページを見ますと、やはり隣接土地とか法定外公共物、そういった処分が多いのかなと思います。ある程度条件が必要で、こういう売却というのは限られているところもあると思うんですが、なるべくそういったものについても必要な方に売却できればいいと思うんですが、今こういった売却方法というのは、どういった形で行っているんですか。例えばインターネットの公売であるとか、例えば建設地であれば、どういうふうはこの情報というものをお伝えしていくんでしょうか。

○小川委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの御質問にお答えします。

売却方法につきましては、一般競争入札を原則としておりまして、内容につきましては、市のホームページ等による広報またはインターネット公売、また隣接土地の所有者であれば随意契約ということで売却しているのが現状でございます。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。適切な方法をとって売却をしているということで、なかなか大変な例もありますけれども、この資産の売却、市にとってもなかなか利用価値が低いものでありますから、できる限り売却に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

続いて、歳出のほうにまいりたいと思います。

まず、議案書⑥の33ページ、第2款総務費の自動起動型防災ラジオ貸与事業について、お伺いをしたいと思います。

本事業については、浸水想定区域等に対して災害情報であるとか避難情報等、そういったものを的確にお届けしていくということで、今回この防災ラジオというものを対象地区の市民、また要支援者の方に貸与したという事業でございます。防災の観点からも極めて重要な施策だと思っておりますけれども、まず、令和元年度における防災ラジオの貸与台数、議案書⑥の33ページを見ますと5,861台というふうになっておりますけれども、元年度における事業執行の詳細について、お伺いしたいと思います。

また、無償貸与の対象となっている地域の世帯全体に対して、元年度末までにどの程度貸与済みとなっているのか、その割合、またこれまでの事業進捗の評価などについても併せてお伺いをしたいと思います。

○小川委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 高倉委員の御質問につきまして、防災・危機管理課作成資料に基づき、お答えいたします。

防災ラジオにつきましては、平成30年度から貸与事業を開始いたしまして、今年度で3年目となっております。申請につきましては、随時受付をさせていただいているところでございます。令和元年度につきましては、防災行政無線撤去地域内の居住世帯というところで内原地域、また避難支援等関係者への無償貸与を開始したところでございます。

令和2年8月1日現在までの貸与数でございますが、洪水・津波、土砂災害など国や県が示しております災害リスクがある地域におきましては8,693台です。防災行政無線撤去地域につきましては3,603台、避難行動要支援者につきましては2,640台、さらには避難支援等関係者という部分で、民生委員の方や消防団の方に対しまして1,989台を貸与しているところでございます。合計につきましては、1万6,925台でございます。

防災ラジオにつきましては、情報伝達強化として優良なものでございますので、引き続き広報を行い、防災ラジオの一層の普及に努めるとともに、あらゆるツールを活用し、災害時の情報伝達の推進強化を図ってまいりたいと思います。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 約1万7,000台まで貸与が進んでいるということでございますけれども、もう1点、この貸与事業に関連して聞きたいんですが、昨年度、台風第19号が発生して水戸市にも大変な被害があったんですけれども、当時このラジオは使われたということですが、なかなか細かい情報が発信されていないとか、そういった苦情というか御指摘も市民からあったんですね。去年の台風第19号の災害の教訓を踏まえて、昨年度のうちに情報伝達の在り方とか、その辺について何か感じた点とか、見直した点というのはあるんでしょうか。

○小川委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年の台風第19号を踏まえまして、情報伝達の強化という部分につきましては、市民の皆様からアンケートなどで様々な御意見をいただきました。情報発信におきましては、防災ラジオをはじめ、きめ細かく発信すること、さらには、内容につきましても具体的で分かりやすい言葉を使うことなどを見直したところがございます。特に防災ラジオにつきましては、何度も繰り返し情報が確認でき、屋内でも確実に情報が得られる、このような有用性がございますので、そういったところにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

さらには、防災行政無線におきましてサイレンを活用することで、市民の皆様にも緊急性などをより伝えられるような取組を強化したところがございます。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。ありがとうございます。

次に、議案書⑥の55ページ、第3款民生費のうち民間保育所施設整備事業について、お伺いしたいと思います。

保育所の待機児童解消というのは大きな課題となっております、本市の執行部においても待機児童解消のために、これまで保育所の整備だとか、様々な取組を進めているものと、私も認識しております。その取組がどこまで進んでいるのかという観点でちょっとお聞きしたいんですが、令和元年度の民間保育所施設整備事業について、またそのことに関連して、保育所受入れ定員の状況について、お伺いしたいと思います。

同事業は令和元年度決算で7,301万7,000円ということでございまして、保育所待機児童解消のために小規模保育所を2か所整備したと、また住宅密集地に所在する保育所の防音壁整備の補助を行ったということでございますけれども、特に新たな定員を増やすために今回2か所、つぼみさくyume保育園、定員19名、どんぐりの友保育園、定員19名、それぞれの整備に対し、補助を行っているということであります。

これらの整備を含めて令和元年度で何人の定員増が図られたのかということと、それによって待機児童解消がどの程度図られてきたのかということをお伺いしたいと思います。

○小川委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

昨年度、民間保育所の整備事業によりまして、ゼロ歳から2歳までを対象とする小規模保育事業施設を2か所整備いたしました。また、自主事業により1か所の小規模保育事業が整備され、合計3か所の小規模保育所が整備されてございます。

さらに、これも自主事業なんですけれども、2か所の民間保育所が整備されまして、60人の保育所が2か所、そして、19人の小規模保育事業施設が3か所、合計217人の定員が増えたことになっております。

待機児童につきましては、令和元年度には18名、今年度につきましては23名ということで若干増えておりますが、こちらにつきましては、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化、そういったものの影響に

よりまして、申込者数がやはり多くなっているというのが実情でございます。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。

昨年度の1年で217人、定員を増加させることができ、待機児童の受皿が増えたということで、今回いただいた資料の5ページにも保育所の箇所数とか定員がございますけれども、この5年間でも定員が約1,000人ぐらい増えているということで、また待機児童についても今ゼロを目指してやっていますけれども、何とか4月1日時点で23人というところまでいったということでございます。

今、鈴木課長のほうからお話ありましたけれども、幼児教育・保育の無償化というのが大きな要因で、また需要を掘り起こして、大変なんですけれども増えていくと困りますから、そういった需要を見通して、これからの保育所の整備または待機児童ゼロに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

続いて、同じく第3款民生費のうち、保育士確保事業ということでお聞きしたいんですが、施設整備というのは進めましたけれども、今もう一つ大きな課題が、やはり保育士の確保だと思うんですね。保育所の運営に関わる人材を確保していくことが大きな課題となっているわけでございますけれども、令和元年度において、こうした人材確保のために保育士就労支援事業と併せて、新規の事業として新卒保育士就労奨励事業を新たに予算化して取り組まれたところでございます。

保育士就労支援事業については、潜在保育士の就労支援ということで1人当たり10万円、これを80人として800万円の予算、それから新卒保育士就労奨励事業というのは、新卒保育士への補助ということで、1人当たり2万円を100人、200万円の予算ということで、それぞれ予算立てしたわけですが、今回の決算では保育士就労支援事業の補助対象者が22人、新卒保育士就労奨励事業の補助対象者が48人という結果でございました。

新設して間もない事業でもありますし、単純に人数だけをもって評価するというのは難しいことだと思っておりますけれども、元年度の決算状況を踏まえて、申請状況などの現状について、お伺いしたいと思います。また、取組の課題等があれば、その所見についても伺いたいと思います。

○小川委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

保育士支援につきましては、潜在保育士の就労を支援する保育士等就労支援補助金、そして新卒保育士の就労を支援する新卒保育士等就労奨励補助金ということで、二本立てで行っております。潜在保育士につきましては、10万円の補助を出しているんですけれども、2年間は就職していなければならないという縛りがあります。2年以内に退職をしてしまうと返還ということになりますので、やはり保育士さんですと結婚とか出産等で職場を一時離れることがあり、なかなかその辺が難しく、返さなければならない可能性があるということで二の足を踏んでしまうところもございます。ただ、こちらの補助金につきましては、両方も民間保育所さんのほうに申請等の御案内を差し上げまして、年度内申請ということで、遑って申請することもある程度考えておりますので、そちらのほうを使って就職していただきたいと考えております。

ただ就労支援補助金のほうにつきましては、80人分の見込みに対して22人の申請ということで、昨年度の執行率は27.5%でございました。今年度予算につきましては、若干人数を減らして50人分という

ことで考えております。ただ新卒保育士等就労奨励補助金のほうにつきましては、100人の見込みに対して48人、48%の執行ということで、こちらにつきましては、新卒者の学生さんの申込みをある程度見込んで、本年度も同じ予算で計上しております。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。いろいろ課題もあったろうと思いますが、少なくとも潜在保育士の方を22名確保できたということで、効果が上がっていることは確かであります。この補助事業を市でどういうふうに活用していくのかということについて、前向きに課題の精査を行っていただきたいというふうに思います。

次に、第4款衛生費のうち予防接種事業がありますけれども、その中の風疹の抗体検査と予防接種について、お伺いをしたいと思います。

議案書⑥の63ページに事業の記載がございます。この事業の目的というのは、従来任意接種であった成人の風疹予防接種、これとは別に公的な予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性を対象とする抗体検査と、抗体検査が十分じゃなかった方に対しては予防接種を実施するという事業でございます。風疹の予防接種の空白期間があって、それによって風疹にかかった場合に、母体だとかいろいろなところに影響があるということで、今回国のほうでこういう措置をしたというふうにお聞きしております。

また、特に昭和47年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた方に対しては、水戸市からクーポン券を発行して、自主接種の勧奨を行ったということでございますけれども、令和元年度決算において、資料を見ますと抗体検査者数が2,379人、予防接種者数が502人ということでございます。

それでちょっとお聞きしたいのは、令和元年度における同事業の予算についてお伺いしたいということと、あと市民に対するこの事業の周知の状況、また全体の対象者に対して、この抗体検査の実施率はどうなっているのか、また、抗体価が十分ではないという結果が出た方の予防接種の実施率、これについてもお伺いしたいと思います。

○小川委員長 小林参事兼保健予防課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

風疹の抗体検査及び予防接種につきましては、平成30年7月以降、風疹の患者数が増大したことを受けて、令和元年度から令和3年度までの3年間に限り、これまで風疹に係る公的な予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対し、風疹の追加的対策として実施した事業でございます。当該世代の男性につきましては、もう既に風疹の抗体を保有している者もいることから、ワクチンを公的に活用するための風疹の抗体検査を実施し、検査の結果、抗体価が十分でない場合、予防接種を公費で受けられるというものでございます。

抗体検査を計画的に実施するため、3か年計画で段階的に行うこととしており、1年目の令和元年度につきましては、対象者のうち昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性、約1万4,800人にクーポン券を送付しております。そのうち、資料にもありますとおり、2,379の方が抗体検査を受け、その結果、抗体価が十分でなかった598人のうち502の方に予防接種を受けていただ

いております。クーポン券の送付件数に対して抗体検査を受けた割合につきましては、約16.1%となっております。令和元年11月末時点の全国平均とほぼ同じ割合にとどまっている状況でございます。

御質問の予算の部分ですが、抗体検査につきましては、対象の年齢の人員に対して約半数程度が受けるものとして6,000万円の予算を組んでおりまして、決算分としましては、この抗体検査の部分として2,379人ということで、1,364万3,000円の決算額となっております。また、予防接種につきましては、当初の見込みでは、抗体検査の結果で20%程度の方が受けるのではないかということで2,000万円の予算を組んでおりましたが、決算としては502人、493万5,000円ということで、予防接種の実施率については、83.9%となっております。

国におきましては、現在、職域の検診の機会に合わせた抗体検査の実施が有効ということで、企業等に接種できる環境の整備を働きかけているところございまして、本市におきましても、今後さらなる事業の推進のため、「広報みと」やホームページなどの手法により周知、受診勧奨を図ってまいりたいと考えております。

○小川委員長 一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしくお願いいたします。

[傍聴人入室]

○小川委員長 それでは、進めます。

高倉委員。

○高倉委員 御説明ありがとうございました。

全体に対する抗体検査の実施率が16.1%、全国平均並みであるということでございますけれども、全体としては、まだちょっと低いのかなという感じはします。一時マスコミの中でも盛んに放送されて注目はあったんですが、やはりだんだん注目度が低くなっているというのはあると思います。また、年度末には新型コロナウイルスの影響もあって、そういった検査を受ける方がちょっと少なくなっているのかなと、そういった状況もあると思いますけれども、3か年でやるわけですから、やはり十分な周知が必要だろうというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、各種がん検診について、お伺いをしたいと思います。

がん検診事業の決算については、議案書⑥の65ページに記載がございました。また今回資料請求で、がん検診の受診者数及び受診率の過去5年間の推移ということで請求をさせていただきました。

ちょっと端的に聞きたいんですけども、水戸市のがん検診は、これまで県平均とか全国平均に比べても低い傾向が見られていたということで、また直近5年の推移を見ても、やはりなかなか受診率が上がっていないと、それぞれ前年度並み、逆に下がっているものもあると思います。がん検診の受診率が低いと言ったら失礼なんですけれども、この現状と要因をどのように分析されているのかについて、まずお聞きしたいと思います。

○小川委員長 龍田地域保健課長。

○龍田地域保健課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

令和元年度の各種がん検診の受診率等につきましては、提出資料の7ページでございます。前年度に比べますと肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診は僅かながらに上昇しておりますけれども、乳がん検診は同

率、子宮頸がん検診につきましては少し下がっているというのが現状でございます。

受診率向上の取組といたしましては、21歳になる方への子宮がん検診、41歳になる方への乳がん検診の無料クーポン券の交付に加えまして、発症者が急激に増加する年代を対象としまして、子宮頸がん検診は31歳、乳がん検診は45歳の方を対象に受診勧奨の個別通知をしております。そのほか受診しやすい環境の整備といたしまして、乳がん検診での託児サービスを実施しまして、若い世代の母親には好評を得ているところでございます。それから学校の保護者ですとか、受診勧奨のチラシを子どもを通して配布することとか、各種イベント、あとピンクリボンキャンペーンにおける啓発活動、「広報みと」やホームページにおける周知などを行いまして、成人式でのチラシの配布などにも取り組んでいるところでございます。それから毎年10月の第3日曜日は、ジャパン・マンモグラフィ・サンデーということで、全国的に第3日曜日に乳がん検診が受けられる日ということになっておりますので、水戸市におきましても集団検診で実施しているところでございます。

それから、令和元年度からの新しい取組といたしましては、胃がん検診の開始年齢であります51歳になる方の個人負担金の無料化を図りまして、検診を受けるきっかけとしていただく取組を始めたところでございます。

なお、がんの早期発見、早期治療につなげるために、検診の結果、精密検査を要すると診断された方が必ず精密検査を受診されますように、精密検査未受診者の方には電話による受診勧奨を実施しております。引き続き、水戸市医師会や茨城県総合検診協会等関係機関と連携を図りまして、さらなる受診率向上を目指してまいります。

以上でございます。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 詳しい説明をいただき、ありがとうございます。

いろいろな形で受診率向上のための取組をされているというのが非常によく分かりました。無料のクーポン券とか、いろいろな機会に受診勧奨を上手に行っていますということですので、逆にそれがなかったらもう少し低かったかもしれないと思いますが、ちょっとまだ水戸市としては、努力すべき点があるんだろうなと思います。がん検診の目標は50%でありますので、そこに至るまでそういった取組をしていくということ、また元年度の課題だとかをよく検討いただいて、今後取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に、第7款商工費のうち、企業誘致コーディネーターの活動状況と企業誘致促進事業について、お伺いをしたいと思います。

議案書⑥の82ページから84ページにかけて、商工業の振興として各種事業の決算額1億7,328万3,301円ということで記載されております。その中の11番目に企業が立地しやすい環境づくりを進め、経済の活性化、就業機会のさらなる拡大を図るため企業立地促進補助金による支援を行うとともに、企業誘致コーディネーターを配置し、積極的な誘致活動を行ったというふうでございます。

企業誘致については、当初予算で企業誘致促進事業として1億円の予算が充てられていたというふうに記憶をしておりますけれども、決算では、企業立地誘致補助金として今回7件、2,200万円の活用があったということでございます。そこでちょっとお聞きしたいのは、令和元年度において、企業誘致コーディネ

ーターが配置されているということでございますけれども、このコーディネーターの方は具体的にどのような取組をされてきたのか、また相談内容、訪問件数、活動状況について、お伺いしたいなと思います。またコーディネーターの活用効果についてもその評価を伺いたいと思います。

○小川委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

企業誘致コーディネーターの令和元年度の活動実績でございますが、企業訪問件数につきましては、延べ616件ございまして、主な業種別の訪問件数といたしましては、製造業が241件、不動産業が123件、卸売業が57件というような状況となっております。

年間を通じまして、立地相談のあった企業等に対しましては直接足を運びまして、企業要綱の把握や土地情報の提供に努めるほか、必要に応じて開発手続等に係る庁内の情報共有を行うなど、きめ細かな対応を図っております。

あわせまして、茨城県や金融機関が開催する企業誘致に係るイベントやビジネスマッチング会議も積極的に把握をいたしまして、誘致活動を展開しており、効果を上げているということでございます。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。コーディネーターの活動状況について分かりました。

また、今回7件の企業誘致が成就したということでございますけれども、どのような業態の企業が誘致されたのかということと、また支援内容、どういった補助金なんかが活用されているのか、また企業誘致7件によって、新規雇用にどのような影響があったのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○小川委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 まず、企業立地促進補助制度の内容といたしましては、土地、建物等の固定資産取得に対する補助のほか、正規雇用に対する雇用奨励金等の交付を行っているところでございます。

令和元年度の企業立地促進補助金の実績でございますが、市外の運送事業者による事務所新設の1件ございまして、新規雇用が5名、補助金として1,635万円を交付してございます。そのほかの企業に対しましては雇用奨励金等を交付してございまして、合計2,200万円を補助しているという状況でございます。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 5名の新規雇用があったということですが、事業としては、もうちょっと効果を上げてもらいたいなど、この決算を通じて感じました。

次に、同じく……

○小川委員長 恐れ入ります。途中経過を申し上げますと、残り時間が15分を切っておりますので、よろしく申し上げます。

○高倉委員 次に、同じく議案書⑥の88ページにございます、第8款土木費の危険ブロック塀等倒壊被害防止事業について、お伺いいたします。

この事業は、令和元年度に新規で採用された事業でございますけれども、大阪府で起きたブロック塀の倒

壊事故がありまして、本市においても通学路の危険なブロック塀を撤去していくことを目的に新設された事業だと思えます。1,000万円の当初予算に対して決算額を見ますと、13件で119万7,000円ということで、利用状況は少ないというふうに見受けられるんですけども、本事業の補助金の内容についてちょっと教えていただきたいのと、また所有者への事業周知の取組、また申請件数と撤去件数の状況、また市内に対象となる危険なブロック塀というのはどのくらいあるのか、そういったものを調査されていると思うんですが、何か所あって、昨年度の13か所撤去で何%ぐらい解消されたのか、この点についてお伺いしたいと思えます。

○小川委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

通学路に面した危険と思われるブロック塀等につきましては、撤去費用の一部といたしまして、撤去費用の3分の2を上限に最大で10万円の補助をするという事業を令和元年8月から開始してございます。市内におきましては、危険と思われるブロック塀等につきましては、平成30年6月の大阪府北部地震発生後に実施いたしました点検で220か所把握しておりまして、また補助事業開始後に受けた相談で新たに25か所確認してございまして、その合計は245か所となっております。

このうち、昨年度開始いたしました補助制度を活用して撤去されたものでございますが、令和元年度に13か所、令和2年度は現在までに7か所ございます。また、これ以外に所有者によって自主的に安全対策が講じられたものなどが83か所ございまして、先ほど申し上げた補助制度を活用した13か所、7か所、それから83か所、合計103か所におきましては、その危険性が解消されております。残る142か所の解消につきましては、事故を防止するためには所有者御自身の取組が非常に重要であることを御理解いただくために、広報紙、ホームページの活用とか、郵送で個別に通知するなどにより、周知、啓発を行っていくことが重要だと考えております。

また、撤去した後に塀を再建するのに費用を要するといったことが撤去の進まない理由の一つとも考えられますので、当市で行っております生け垣設置に係る補助事業を併せてPRするなどして、今後事業の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。245か所あって103か所は解消されているということですね。せっかくつくった事業ですから、できるだけ活用していただけるように、これからも十分な周知が必要なんだろうなと思えます。

次に、第9款消防費及び第10款教育費に係る事業でございますけれども、コンビニエンスストアと学校の屋外へのAEDの設置状況について、お伺いしたいと思います。

本市では、既にほとんどの公共施設にAEDが設置されているわけですが、さらなる救命救急の機会を拡充しようということで、市内のコンビニエンスストアとか、小中学校についても屋外に設置を進めていこうということで取り組んでおられますが、令和元年度におけるコンビニエンスストアと学校の屋外へのAEDの設置状況について、それぞれお伺いしたいと思います。

また、全体の計画に対してどのくらいの進捗が図られたのか、それについてもお伺いしたいと思います。

○小川委員長 高倉委員、残り時間が10分を切ってまいりましたので、お伝えします。

石田参事兼救急課長。

○石田消防本部参事兼救急課長 ただいまの御質問について、お答えいたします。

AEDは心臓けいれんに起因する心臓突然死に対する唯一の治療方法であることから、利活用環境の充実を図っているところでございます。コンビニエンスストアAED設置事業でございますが、平成30年度から今年度までの3か年にかけて順次整備を進めておりまして、平成30年度にはセブンイレブン61店舗、令和元年度にはファミリーマート及びミニストップ49店舗、本年度はローソン、セイコーマートなど37店舗に設置してまいります。今年度の10月には、市内全てのコンビニエンスストア147店舗にAEDの整備が完了いたします。

この事業は、市民の安心、安全には欠かせない事業でございますので、その有効性や事業のさらなる周知に努めてまいります。

次に、AEDの講習でございますが、平成16年度から一般市民にもAEDの使用が認められたことから、応急手当て講習会にそのカリキュラムを取り入れ、講習会を実施しているところでございます。さらに、平成28年度からは水戸市立の小学校及び義務教育学校の6年生を対象に、命の大切さや救命の重要性、救命手法などを根づかせるとともに、ジュニア救命士の講習を毎年実施しているところでございます。応急手当て講習の開催につきましては、平成16年から昨年度までで4,504回、延べ12万8,175人と、多くの方に受講していただいているところでございます。

本市におきましても、迅速で的確な処置による救命の効果が表れてきておりますので、今後もより充実した救命講習の実施とともに、一人でも多くの方に受講いただけるよう普及啓発の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小川委員長 小川学校保健給食課長。

○小川学校保健給食課長 高倉委員の御質問のうち小中学校の部分について、お答えをさせていただきます。

小中学校に設置しております屋外のAEDにつきましては、平成29年度から整備を開始し、平成29年度と30年度は、それぞれ小学校11校ずつ、そして、令和元年度につきましては、小学校10校と義務教育学校1校の整備を実施いたしまして、小学校及び義務教育学校については、この3年間で設置が完了いたしました。また、中学校15校につきましては今年8月に設置し、これにより、現在市内全校への設置が完了したところでございます。

以上でございます。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。元年度も計画どおり順調に設置を進めていることが分かりました。

それとAEDの効果というか、実際にこのAEDが活用された事例がもしあれば教えていただければと思います。

○小川委員長 高倉委員、残り5分でございます。

小川学校保健給食課長。

○小川学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

小学校の屋外のAEDの活用事例が1つございます。平成31年3月に、市内の小学校の体育館の夜間開放でバレーボールをしていた成人男性が、突然意識を失うという事故が発生いたしました。この際、チームメイトが体育館の入り口にありましたAEDを使用して蘇生措置を施したことにより、男性の意識が回復し、その後、救急車で病院に搬送されるという事例がございました。御報告申し上げます。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。非常に大事な事例ですね。たった1人でも命が救われたというのは、AEDの設置の効果というのが非常に上がったと思います。人の命というのは、お金に代えられませんからね。これだけたくさん設置して、それが実際に命を救ったという事例があったということは、大変喜ばしいことだなというふうに思います。

ちょっと時間の都合で最後に1点だけ。あと5分なので国保のほうは割愛させていただきまして、第10款の教育費のうち、スクールボランティア活用事業について、お伺いしたいと思います。

端的にお聞きします。令和元年度において、どのような実績、活用が図られたのか、また、スクールボランティアの活用効果について、お伺いをしたいと思います。

○小川委員長 野澤生涯学習課長。

○野澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

スクールボランティアに関しましては、学校におきまして教育活動支援ということで、総合的な学習の時間等で行う講話あるいは読み聞かせ、さらには校外学習、クラブ活動、部活等の補助等を行っております。また、環境整備支援ということで、校舎の補修ですとか除草、それから清掃等を行っているところでございます。

登録者数に関しましては、昨年度末現在でございますが、全体で3,462名でございます。また、延べ人数に関しましては、昨年度末現在で9,952人でございます。

効果につきましては、地域人材を学校運営に活用することによりまして、地域とともにある学校づくりの推進に寄与するとともに、教職員の負担軽減にもつながるものとしております。

以上でございます。

○小川委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。昨年度から水戸市においては、コミュニティ・スクールというのが始まったわけですね。これまでの開かれた学校から、地域とともにある学校というふうな形で今進められているところでありますけれども、そういった意味でも地域の人材をいかに活用していくかというのが非常に大事かと思えます。やはりそれが、地域の学校の充実につながって、また先生方の働き方改革にもつながっていくんだろうなと思いますので、昨年度の実績を聞かせていただいて、いろいろな形で活用が図られているということでございますから、これからもさらなる活用をしていただきたいなということを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

○小川委員長 それでは、高倉委員の通告に関連する質疑があれば、発言を願います。

松本委員。

○松本委員 高倉委員の質問の中で、ちょっと全体で10分しかないということですから、端的に質問させていただきます。

市税行政というのは、やはり基本は税込だろうというふうに思っています。これが来年度は大きく減額するというふうに言われているところでもありますけれども、この市民税、都市計画税、軽自動車税、固定資産税などを合わせますと、令和元年度は約2億1,400万円が不納欠損になっておるわけでもあります。ですけれども、不納にする前に滞納者との相談、分納方式、こういうような対応はとっていらっしゃるんですか。それが1点。

それと、財産を持っている方の差押えというのをやっていますよね。これは何件くらいやっているのか。やっても、5年納めなければ不納欠損になっちゃうんでしょう、要するにね。だから、今度公売ということでやるわけでしょう。その辺のところと、そして遊休地のほうの問題等について、何か所ぐらいの遊休地があって、今どのくらい残っているのか、概算でどれぐらいの資産として見られるのか、この辺について端的でいいですから、お答えいただきたいと思います。

○小川委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

市税につきましては、滞納されている場合に督促や催告を通しまして、納税相談につなげております。それで、納税相談によりまして分割納付が相当だと認めた場合には、分割納付により対応してございます。こういった場合でも財産調査等をして、最終的にこの方は分割納付が相当だと認めた場合に分割納付で対応してございます。

また、2点目としまして差押えの件数と公売の件数ということでございますが、差押えの件数につきましては、市税の差押えの件数が全体で968件でございます。

公売の件数につきましては、全体で19件行っております。

以上でございます。

○小川委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、今の答弁でいくと、滞納者に対して、通告書とか勧告書とか手紙を出しているだけということになりますね。皆さんが足を運んで、何とか相談に応じるというようなことは、皆さんのほうから足を向けるということはやっていないということでしょうか。それが1点。

それと公売の19件の中で何件売り渡すことができたのか、その辺のところまで細かくちょっと教えていただきたいと思います。

○小川委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの松本委員の御質問について、お答えいたします。

催告については、年間通しまして一斉催告や来庁要請とか、あるいはちょっと厳しい文面で差押え予告という形で、何度か催告を実施しております。そういった中で納税相談を促しております。納税相談により分割納付だったりとか、あるいは一括納付がちょっと厳しいということであれば財産調査を進めまして、適正な分割納付をお願いしているところでございます。

続きまして、公売についてでございますが、19件の公売を実施しておりますが、この中で実際に落札された件数としましては、2件ということになっております。

以上でございます。

○小川委員長 松本委員。

残り5分でございます。

○松本委員 そうすると、今の催告だとか何かについては、皆さんは足を運んでいないと、滞納者に対して。それでは私はいけないと思うの。やはりそういうやり方は誠意がない、誠意。手紙なんかもらって、滞納していますよ、相談に応じるから来なさいと、そういうやり方というのはお役所仕事だということを言われるわけ。だから、私はその辺は見直すべきだろうというふうに思っています。

また、19件の中で公売が2件しか決まっていなかったということですね。そうすると、その差押えしているのは968件になっていますね。これの扱いというのは、今度はどうするんですか。968件も差押えをしているわけでしょう。これからどういうふうな手順で、それをお金に換えていくかということが、やはり大事だと思うんですよ。使用料は何年たつたって不納額にならないけれど、税というのは5年後になっちゃうんだよ。だから毎年毎年同じ不納欠損額がここに出てきちゃうんだよ。だからこれをいかにして少なくして、先ほども言ったわけけれども、来年なんかはコロナの影響で税収がかなりの減額になると、かなり厳しい行政運営になるだろうというふうに思われている。ですから、約2億1,000万円もの不納欠損額がもっともっと少なくなるように、執行部は努力をすべきだというふうに思っています。これについての考えを併せて聞きたい。

あと何か残っているのかな。時計がどこにあるのか、みんな分からないんだよ。だから見えるようなものがあれば一番やりやすいんだよ。前はそういうのを置いてあったような気がするの、どこかに。

○小川委員長 それについてはお待ちください。後ほど確認いたします。

佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 松本委員の御質問についてでございますが、ただいま松本委員からもお話がありましたように、今後についても不納欠損額の縮減ということで、私どもしっかりと財産調査をしまして、適切に守っていただくという形であれば分納をお願いしまして、このような不納欠損額を少しでも減らすために、滞納初期の早い段階で、その整理に着手します。滞納整理の入り口でもございます財産調査のほうを徹底しまして、納付資力を客観的に判断していくことが大切だと考えておりまして、引き続きしっかりと滞納整理に取り組んでまいりたいと考えております。

○小川委員長 松本委員。

○松本委員 968件の差押えをしているというのは、1番抵当なのか2番抵当なのか3番抵当なのか、その辺の内訳というのは分かっていますか。2番、3番だったら差押えしたって、競売になったって取れないですよ。だから1番抵当が何件、2番抵当が何件、3番抵当が何件、ただ形だけの差押えじゃだめなんですよ。

○小川委員長 残り時間あと1分です。

佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの御質問について、お答えいたします。

差押えの件数が968件ということを申しました。その内訳としまして、債券、いわゆる預金だったりとか給与、年金、こういったものがそのうちの大半を占めております。

松本委員御指摘のように、不動産の差押えについては43件ございまして、こちらの中には、当然抵当権が既についているという事案もございまして。内訳に関しては、今資料を持っていないので詳しいことは申し上げられないのですが、1番抵当で差押えに入っているものもございまして、あるいは2番、3番という形で、ほかに担保債権が入っているという状況で差押えをしている場合もございまして。

以上でございます。

[発言する者あり]

○小川委員長 以上をもちまして……

[「委員長、関連」と呼ぶ者あり]

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 今回の収税関係については私も通告しているので、逆の立場で明日質疑したいと思います。

関連は防災ラジオの件なんですけれども、追加資料の4ページにございますけれども、先ほど1万6,925世帯という貸与台数の報告がありましたけれども、この中で、市として当初想定した数というのが恐らくあるだろうと思うんですね。洪水浸水区域はどうだとか、避難行動要支援者ももっとたくさん、多分万単位でいるんじゃないかと私は思うんですけれども、その状況は何か分かっているんでしょうか。

それで、今後周知をしていくというお話があったんですけれども、その辺の評価をお聞きしたいと思います。

○小川委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

防災ラジオの貸与台数でございますが、洪水・津波、土砂災害警戒区域に居住する方などの部分につきましては、貸与率として換算いたしますと53%、防災行政無線撤去地域内の居住世帯を踏まえた貸与率につきましては46%、避難行動要支援者の居住世帯につきましては75%でございまして、全体での貸与率を出しますと、トータルでは54%という現状でございます。

こちらにつきましては、引き続き広報を行って普及に努めてまいりたいと考えております。

○小川委員長 田中委員。

○田中委員 今、お話あったように54%ということでしたので、大きな水害もありましたし、私は少なくとも、水害地域ではほぼ100%近いのかなと思っていましたけれども、まだそんなにないということですので、引き続き対象世帯についてはハザードマップも更新されたようですので、併せてぜひ設置をという呼びかけをしていただきたいと思います。それから避難行動要支援者で民生委員さんから勧められて受け取った人もいるんですが、箱を開けずに家に置いてあって、その設置をお手伝いしたこともありましたけれども、そういう具体的な利用の案内ももう少し丁寧にしていただければなというふうに思います。

それからもう一つ別件ですけれども、保育所の件で、請求資料69ページにいただいておりますが、先ほど

の質疑に関連して、待機児童が減ってきたという話がありました。69ページの2番の表ですね。10月1日から幼児教育・保育が無償化になりました。令和2年3月1日では316人と、例年と比べて多くなっているわけですが、内訳を見ると、やはり3歳未満児が圧倒的に多いということですが、その関係で、水戸市はこの小規模保育事業を平成29年度、平成30年度、令和元年度ということで増やしてきたわけです。16か所になりますけれども、いずれ3歳になれば別の保育所に移らなければいけないわけですし、その関係で見ると、認可保育所は増やさずに小規模保育事業を増やすという方針で今のところいっていますけれども、この傾向を見ると、3歳児もいずれキャパが足りなくなっていくのかというふうには私には思うんですけども、この点はどのようにお考えなのか。今は3歳以降の移行先については、十分対応できているのかお聞かせいただきたいと思います。

○小川委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

小規模保育事業の整備だけでは、3歳の待機児童が増えるんじゃないかということでございます。小規模保育事業につきましては、3歳からの保育をスムーズに移行できるように連携施設を持っていただいております。

それに加えまして、やはり3歳児が多くなるということでございますので、昨年度から増改築をする古い保育所の整備事業を始めております。20人定員を多くすることを条件に増改築事業に補助をするということで、年間2か所ずつ整備をしております。昨年度2か所、今年度も2か所選定をして、ただいま整備のほうを進めております。

○小川委員長 よろしいですか。

以上で高倉委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

---

午後 1時 0分 再開

○小川委員長 それでは、休憩前に引き続き、通告に基づく質疑を行います。

飯田委員から発言を願います。

飯田委員。

○飯田委員 それでは、10項目について、通告に従い、順次質問をしていきたいと思っております。

初めに、労働費であります、労政事業、UJIターンの促進ということで質問させていただきますが、これにつきましては、議案書⑥の72ページにこの事業の中身が出ておりますが、その中で私からは、水戸市企業ガイドブックについて質問したいと思います。

今日は手元に、昨年発行された水戸市企業ガイドブックを持ってきましたが、実は私、この決算特別委員会前に、これをちょっと綿引議員から見せてもらって、こういうのがあったんだと初めて分かったということで、大変勉強不足で申し訳なかったんですが、中身は、水戸市の企業のガイドブックということで75社ほど載っております、どういった基準でこれに載せているのかなと思ったりもするわけです。私が

見た限り3分の1ぐらいはちょっと分からない会社があったんですが、なるほどこういったいい会社もあるということで、結構見やすいビジュアルでもありますけれども、見やすく、こういった内容であれば地元で就職したい方とか親御さんなんか非常に参考になるんじゃないかなと思った次第であります。どういったところに何部くらい配布されているのかということをお尋ねしたいと思っております。

○小川委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 ただいまの企業ガイドブックの配布先についてでございますが、まず、学生やU J Iターンをお考えの方などに広く届きますよう、市内の高校や水戸市近隣の高校、県内の大学をはじめ、首都圏の大学やハローワークなどの就職支援施設などへ幅広く配布してございます。

配布部数につきましては、配布先の意向も確認しながら必要部数をお渡しすることとしてございます。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 議案書⑥の72ページには6,000部作ったと書いてありますね。136万4,000円、これ全部配ったということですか。

それと、私がちょっと聞いたのは、高校とか大学、短大含めまして、そういったところの学生さんが就職するに当たって一番参考になるわけですが、専門学校や八文字学園とか、そういったところにも就職に当たっては配布すべきじゃないかと思っているんですが、何か配布されていないような感じもするものですから、その辺についてもう一度お願いします。

○小川委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 企業ガイドブック2020につきましては6,000部作成いたしました。本年8月末現在で約200か所、約3,700部を配布してございます。残りにつきましても、今後、企業説明会の開催時などにおいて配布をしまして、U J Iターンの促進につながるよう有効に活用してまいります。

配布先といたしまして、専門学校という御意見を踏まえまして、3施設の専門学校には配布しておるんですけども、ただいま委員から御指摘ありました八文字学園についてはまだ配布をしていないという状況でございますので、こちらから学校のほうにお声がけさせていただいて、必要部数を把握した上で配布してまいります。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 分かりました。

あと最初に質問しました件で、今75社が掲載されているんですけども、企業の掲載基準があれば教えていただきたいと思っております。

○小川委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 掲載基準といたしましては、市内に本社または事業所を有する法人で、今後5年程度の間には新規採用の予定があること、併せてインターン受入れを実施している、または実施する予定があることなどを要件として基準を設けてございます。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 分かりました。非常に見やすい、いい内容なものですから、なるべく幅広く活用されるように

今後もお願いしたいと思います。

続いて、2番目の公用車の配置についてというところに移っていききたいと思います。こちらは議案書⑤の373ページと、資料請求10ページにいただいております。

請求資料の10ページ目に公用車の各課配置状況ということで一覧表をいただきました。これを見させていただきますと、財産活用課が集中管理ということで合計65台あるわけですが、そのほか各課でいろいろ事業所、出先含めて出ているわけでありまして。表の中に未配置数22というのがあるんですが、これは何なのかちょっと説明いただきたいのと同時に、集中管理ということで財産活用課が65台持っているわけですが、この利用方法について説明をお願いしたいと思います。

○小川委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 だいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

提出資料のうち未配置数の22でございますが、こちらにつきましては、出先を含めた課を単位といたしまして22の課に現在、公用車が未配備となっている状況でございます。

財産活用課の集中管理車の使用につきましては、未配備の課を含めまして公用車の使用頻度が少ない課におきましては、集中管理自動車を貸与しまして活用しているところでございます。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 そうしますと、未配備のところ按要求に応じて財産活用課で貸出しするわけでありまして、結構各課で独自に持って使っていることが見受けられるんですけども、私がかちょっと思っておりますのは、その未配置のところ、やはり必要なときに借りられないというか公用車が使えないんじゃないかということをかちょっと感じております。そこで、この未配置の職場の状況ということでかちょっと考えますと、出先、特に幼稚園とか保育所とかいろいろあると思うんですが、そういった未配置のところ実際に、例えば家庭訪問とか、あるいはほかの事業所に用事があったときとか、そういった場合は職員の自家用車を使って用を足しているんじゃないかということがありまして、そういったことになりますと、やはり事故が起きた場合、公務災害にならないような事案につながりますので、その辺について、現状をまずお尋ねしたいと思います。

○小川委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの飯田委員の質問にお答えします。

質問のございました幼稚園、保育園等の職員の利用についてでございますが、こちらにつきましては、個人の車の使用は極力しないということにしておりまして、そのかわりに、タクシー代等の予算を計上しまして対応しているところでございます。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 それは趣旨としては分かりますけれども、実態は、タクシーで家庭訪問には行かないでしょうし、日常的な業務の中では、やはり自家用車を使わざるを得ない場合もあると思います。特に、事故が起ると大変なことになりますので、その点については、ぜひともそういうことのないように検討してもらいたいと思っております。

続いて、3番、土地開発基金についてであります。

こちらについては、議案書⑥の165ページと議案書⑦の57ページ、請求資料11ページには土地開発基金の保有土地一覧ということで出していただきました。

これは今回なぜ質問したかといいますと、議案書⑦には監査委員の意見書が出ておりまして、この意見書によりまして、基金で取得してから20年以上経過し、一般会計に償還されないまま道路として供用している土地があるということで、この面積が約1万2,000平方メートル、8億2,000万円となっております。今回出していただいた資料11ページの一覧表ではありますが、まずちょっとこの表の質問をしたいんですけれども、都市計画道路用地と市道路用地とその他の公共用地と分かれています、市道路用地の中で河和田・開江線の面積がないのと、あと泉町1丁目の代替地用地事業の面積がないという、これは何なんでしょう。まず質問したいと思います。

○小川委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの飯田委員の質問にお答えします。

表中、河和田・開江線につきましては、補償の部分の支払いのみで、土地の部分については、未払い分があるということで記載はしてございません。同じく泉町1丁目につきましても、全体額はこの倍ほどございまして、前払いで半分の支払いということで全体額の支払いが終わっていないため、表には記載してございません。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 分かりました。

監査委員の意見書の中で、取得後20年以上経過している土地の課題につきましては、一般会計に償還されていない道路があるということですが、それはどれとどれとか、そういうことは分かるんですか。

○小川委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの御質問にお答えします。

表中では年度を記載してございません。口頭で説明いたしますと、市道路用地のうち20年以上ですと上大野150、151号線、あとは赤塚4号線、枝内浄水場線から赤塚11号線まででございます。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 監査委員の意見書の中にも、運用状況から見た基金の在り方についても検討しながら計画的な償還に努められたいとありますが、ちょっと意味がよく分からないところがあります。私、前に土地開発公社の理事も務めたことがありまして、水戸市の土地開発公社はもう既に解散しているわけでありまして、この基金と開発公社を比べますと結構似ている面があります。その土地の地価が値上がりしたときとか、用地取得が容易になるように、あらかじめ基金にお金を積んでおいて、すぐに積み立てた基金を用いて用地を取得するというようなことがあるわけですが、ただその後はなかなか償還できなかったり、あるいは有効活用が図れない、売却ができないといったことがあります。何かこの土地開発基金は役目が終わったというような意味で書かれているのかと思うわけでありまして、これについては、そういうことをちょっと思ったということで答えなくて結構です。ただ、そういう課題があるんじゃないかと思っております。

続いて、4番の公用携帯電話の配備について伺います。

こちらは資料を請求しまして、12ページのほうにありますね。

4月から中核市になりまして、県とかいろいろ調べてみたんですが、例えば県ですと、公用の携帯電話というのが県立病院とか保健所とか児童相談所とか土木事務所とか、結構必要なところには配置をされているんですが、私は水戸市役所の中でこの公用の携帯電話というのを見たことがなかったもので、どのぐらいあって、どのぐらい使われるのかということで、ちょっとそういったところが疑問だったものですから調べていただきました。

こちらにありますように、全部で153台の携帯電話があります。これらについて、私は本当に1回も公用の携帯電話を使っているところを見たことがないのですが、実際に使われているのでしょうか。

○小川委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの飯田委員の質問にお答えいたします。

公用の携帯電話の使用状況につきましては、現在、23の部課で153台が使用されている状況でございます。使用内容につきましては、緊急時の連絡等が主なものでございます。例えば防災・危機管理課ですと災害時の救助対応、保健業務ですとコロナ関係で緊急の連絡といった状況でございます。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 分かりました。必要な部署に配置されて使われていれば、それはそれでいいと思うんですが、例えば私用のメールを使っているいろいろな問題になったところがあったり、外国でもいろいろありまして、ヒラリー・クリントンさんが個人のメールを使っているいろいろな問題になったりしてしまっていて、それと同じように、携帯電話も個人のを使いますとトラブルにつながっていく面がありますし、そういったところで、この防災・危機管理課などは、今回も台風などが来ていますが、そういったときにきちんと使われるようにしていただければと思います。

それで関連しまして、カスタマーハラスメントということを通告したんですが、これは市役所でいえば一般の市民の方とか利用者の方など、顧客といわれる方の対応で個人の携帯電話を使ってトラブルが起こった例が実際に県内でもあるわけですね。それはある市の例でありますけれども、その市のいろいろな事業の中で100%と言っていくらい市のほうが悪かったわけですが、そこに市民の方がクレームではないんですけれども、いろいろな意見を言ってきたときがあったようです。課長なんかに対応していたわけですが、あまりにも頻繁なものですからだんだん担当者に任せながら、それでもなかなか収まらない中で、上司のほうから担当者に対し、自分の携帯番号を教えなさいということで教えてしまった結果、やっぱり土曜日曜の夜昼もなく、その市民の方からいろいろ電話がかかってきて、それに応えなくちゃならないという中で、精神的な疾患にもかかっていくわけでありまして。こういうことがないように、個人の電話を使っていると回り回って電話番号が漏れてしまうというようなことがあるものですから、そういったときの対応について、これは人事課のほうでちょっとお答えいただきたいと思います。

○小川委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

現在、本市におきましては、警察官OBを行政公安担当職員として採用いたしまして、各課が不当要求行為や、不当要求行為には当たらないが業務の範囲や程度を明らかに超えるような要求等を受けた場合には、所管課のほうと連携を図りながら事案の解決に取り組んでいるところでございます。

職員に対する意識啓発につきましては、不当要求に係る研修を実施するほか、不当要求行為には至らないクレーム等への対応に係る実践的な研修を実施いたしまして、一人一人の対応力の向上と併せて組織的な対応の重要性を意識づけしていただいているところでございます。また、職員のメンタル面でのサポートが必要になった場合には、精神科健康管理医等による面接等を実施してケアを行うなど、その支援にも努めているところでございます。

職員一人一人の窓口での対応力、接客力の向上を図るとともに、カスタマーハラスメントなど対応が困難なケースにつきましては、担当職員が1人で対応することがないように、組織を通して対応することを徹底いたしまして、職員が働きやすい、仕事しやすい職場環境づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 分かりました。

それでは次に、公務災害について通告をしているんですけども、公務災害の事由別ということで一覧表を請求資料の13ページに出していただきました。公務災害の未然防止ということですね。まず、この資料の説明をお願いします。

○小川委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 事由別の公務災害の状況につきましては、決算特別委員会資料13ページの資料にて御説明申し上げます。

公務災害の発生状況につきましては、令和元年度は10件でございます。事由別といたしましては、作業中の事故が7件で、公用車運転中の事故が3件という内訳になっております。

以上です。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 これを見ますと、事務職員とか技術職員もけがをしたりしておるんですが、業務職員のほうもけがの程度も重いようでして、この公務災害は、民間では労災ということでありませぬ。それをやっぱり未然に防ぐことが重要でありまして、例えば機械類なんかをいじる場合に、学校なんかでも校庭で除草作業をしたり、そのほかの職場でもあるかもしれませんが、そういった場合の機械の扱い等、いろいろ講習とか研修があると思うんですが、その辺の取組状況はいかがなんでしょうか。

○小川委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

公務災害の未然防止につきましては、労働安全衛生法に基づき設置しております安全衛生委員会において、公務災害の発生防止対策の検討や職場の上司による作業環境点検などの取組を行いまして、その結果を踏まえまして、市として作業環境の改善や職員の注意喚起を図るなど、公務災害の未然防止に努めているところでございます。

取組事例といたしましては、例えば清掃事務所におきましては、安全作業マニュアルというものを作りまして、日頃からそれを遵守し、また安全運転の徹底や誘導者に対する研修会などを実施しているところでございます。

また学校現場におきましては、草刈り機を取り扱うような職員に対しましては講習会を実施したり、あるいは給食調理に従事する職員に対しましては、夏休みの期間を利用した研修会を実施いたしまして、公務災害等の事故防止に係る注意喚起を行うとともに、安全衛生委員会において調理室の職場巡視を行いまして、作業環境や作業工程、健康管理上の課題等を出して改善につなげるなど、対策を行っているところでございます。

以上でございます。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 分かりました。

非常に暑い夏が続いております、熱中症対策とか、そういったことも本会議の一般質問の中でも出ておりましたけれども、やはり公務災害にならないような未然防止策をお願いしたいと思います。

続いて、6番の働き方改革について質問いたします。まず、職員の健康管理ということで請求資料14ページ以降に出ております。健康診断の状況と職員のメンタルヘルスサポートということで出させていただいておりますが、これは前の決算特別委員会でも質問したことがあったかと思うんですが、定期健康診断というのは、やっぱりきちんとやっつけていかなきゃならないということでやっているとは思いますが、97%台にとどまってしまっておりまして、なかなか100%近くまでいっていないんです。この辺の受診率の状況と、あと、健康診断が終わった後、要医療とか要精密とか要観察を含めるとかなり多くなっているんですけれども、その後のフォローもどこまでやっているのかということをお尋ねしたいと思います。

あと、続いて職員のメンタルサポートのほうも、水戸市の場合は精神科の管理医の方が面接をしたり、あと人事課に健康管理の保健師さんがいて手厚くやっつけていただいていると思うんですが、ただ全国の類似都市と比べますと、水戸市の長期で休んでいる精神疾患の職員が約1.5倍ということで、ずっと同じように推移していますので、その辺の取組をちょっと説明いただければと思います。

○小川委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

まず、職員の健康診断の状況でございますが、令和元年におきましては、対象者数2,089名のうち受診された方が2,026名ということで、63名の方が未受診という形になってございます。こちらの人たちに対しましては、職員健康管理の保健師が個人宛での通知や電話などで連絡し、受診を促しておりますが、受診者の中には産休、育休や療休中の職員なども含んでおりまして、なかなか受診率が100%になりにくいような状況になってございます。

また、集団検診の結果で要医療、要精密等の診断があった方につきましても、人事課の職員健康管理保健師が医療機関の受診の勧奨を行うとともに、その後の状況についても追跡調査を行っておりまして、改めて受診の勧奨をしているところでございます。

次に、職員のメンタルヘルスサポートに関してでございますが、水戸市のメンタルヘルス対策といたしましては、平成22年に策定しました水戸市職員心の健康づくり計画に基づきまして、産業医や健康管理保健師による面接、保健指導を行うとともに、精神科健康管理医による健康相談や長期休業休暇者への復帰支援に取り組みまして、主治医、所属長と協力しながら職員がスムーズに職場復帰できるよう専門的な立場から

フォローアップを行うなど、相談支援体制の充実を図ってきたところでございます。

今後につきましても、これらの取組に加え、全職員に対して実施しているストレスチェックの分析結果を活用した職場環境改善に関する研修や、産業医や精神科健康管理医などの健康管理スタッフによる支援などを通じまして、職場全体として心身の健康を意識するような職場づくりを進めるなどして、予防と環境向上の両面からメンタルヘルス対策に適切に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 職場の定期健康診断の受診率については分かりました。療休者も含まれているとか、そういうことだと思いますので、そういった方を除けばかなりの数になっておりますし、メンタルヘルスのほうも今後とも相談に深く関わっていただければと思います。

ただ、やはり水戸市だけが1.5倍も多いというのは、やはり何か要因があるということでありまして、これがなかなか分からないということだと思います。以前、東日本大震災の後、大学院の方が水戸市役所に行ったこともあったみたいですが、仕事上の指揮命令の関係とか責任の所在とか、そういった仕事上のこともきつとあると思いますので、その辺については改善していただきたいと思います。

○小川委員長 残り時間が30分となりました。よろしくをお願いします。

○飯田委員 時間外勤務の状況ということで15ページから細かく出していただきました。平成29、30、令和元年度と3年間で出してきたいただいておりますが、元年度については、全部合わせますと月々1人当たり14.8時間ということで若干高めになっているんですが、この理由をまず最初にお尋ねしたいと思います。

○小川委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、令和元年度の時間外勤務時間につきましては、1人当たりの年間平均時間数が177.1時間で、前年度に比べますと1人当たり年間で31.1時間の増加となっております。令和元年度につきましては、10月以降、台風第19号の豪雨災害への対応業務や附帯関係業務等々がありましたことが増加の一因であると考えております。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 そうですね、昨年は台風第19号に見舞われまして、災害復旧で時間外の部分、これ当然と言えば当然だと思いますが、むしろきちんとその時間外手当が払われたということでもありますし、その部分については問題がないと思います。ただちょっと、やっぱり時間外勤務の多いところもありまして、1人当たり400時間を超えたり500時間を超えたりするようなことがあるもんですから、この辺の時間外勤務の縮減の対策というか、考えがあればちょっとお示し願います。

○小川委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

これまでにつきましても、時間外勤務の縮減の基本方針に基づき取り組んでまいりましたが、職員の健康の維持・増進等々の観点から、時間外勤務の適正化を図ったというようなことであると考えています。縮減の方針に基づきまして、週2日のノー残業デーの周知徹底や所属長による事前命令と事前勤務実績の確

認による勤務時間の管理徹底を図るとともに、週休日の振替程度の代休を取る取組のほか、管理職のマネジメントの徹底や事務事業の効率化を図りまして職員の意識向上にも努めることで、今後も縮減に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 ありがとうございました。

この職員の健康管理とか時間外勤務にも関わる部分ですけれども、正確な勤務時間の管理ということで、次に質問していきたいと思います。

現在、水戸市の場合は、実際には職員が出勤簿に印鑑を押して、そこから勤務が始まっていくわけですが、新しい庁舎ができて、その前から私もちょっとお話をしていたんですが、新しい正確な勤務時間の管理ができないものかということで、今のままではなかなか正確な勤務時間の管理ができないんじゃないかと思います。かつては私の記憶ではタイムレコーダーですか、こういったものを使ったりしていましたが、これもちょっとアナログっぽくて、もう少しちゃんとしたものがないものかということで、ＩＣカードとか、そういったものが民間の職場では既に取り入れられていると思いますから、行革などでもその辺のことが指摘されているのかもしれませんが、勤務時間の管理の現状と検討状況について、お尋ねしたいと思います。

○小川委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現行の出退勤時間の確認方法につきましては、委員御指摘のとおり、勤務時間については所属長による出勤簿の確認を実施するとともに、時間外勤務につきましては実績を把握するため、所属長等による実際の確認、現認することを原則といたしまして、やむを得ず職員が単独で業務に従事する場合には、翌日、速やかに職員への聞き取りや成果物の確認などの方法によって確認しているところでございます。

今後につきましては、ＩＣカード等を使用する出退勤管理システムなど客観的に正確な在庁時間を管理することができるシステムについて、他市の事例などを調査するほか、経済性や利便性等の条件を精査した上で、導入について検討してまいりたいと考えております。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 分かりました。前からちょっと検討をするということで聞いているものですから、迅速な取組をお願いしたいと思います。

次に移って、新庁舎のことで質問をさせていただきます。新庁舎建設事業費と市庁舎使用料内訳ということで今回通告させていただきました。新庁舎が完成してから時間がたっておりますけれども、令和元年度の決算の中で、審査関係資料１２５ページの本庁舎環境設備設置工事２，８６０万円とありますが、この内容について、工事の概要を請求資料の１９ページに出していただきました。

一般質問の中でもあったんですけれども、庁舎が完成した後、地下駐車場の下が剥がれるとか、いろいろ不具合があったようで、そういったところは手直しするということでやってもらった部分もあるかと思いますが、資料に記載されている環境設備設置工事は、翌年度の予算に税込みで２，８６０万円契約したものでありまして、この内容と金額の内訳が分かりましたら示していただきたいと思います。

○小川委員長 谷津財産管理課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの飯田委員の質問にお答えいたします。

本庁舎環境整備設置工事につきましては、本庁舎建設後に利用するに当たりまして不便を来すものがあつたため、それを修正するための工事を行いました。内容につきましては、資料に記載してありますとおり、外部歩道通路の手すり、こちらは転落防止でございます。あとは会議室内の音響の環境施設整備ですが、音響の反射等の防止のための工事でございます。庁舎内の壁付サインにつきましては、課名等の表示でございます。庁舎内ガラスフィルム貼りにつきましては、中央階段、案内板等の反射防止のための工事でございます。(5)のカーブミラーにつきましては、地下駐車場の入口のカーブミラーの設置でございます。

工事の内訳ですが、手すりにつきましては880万880円、ガラスのクロス貼りにつきましては683万3,808円、壁付サイン設置につきましては8万円、ガラスフィルム貼りにつきましては26万8,400円、カーブミラーにつきましては166万8,400円という内訳でございます。

○小川委員長 残り20分でございます。

飯田委員。

○飯田委員 ありがとうございます。

結局、環境設備設置工事は当初の予算というか設計に書いてなくて、後から手直しじゃなくて、新たに付け加えた工事ということで、使い勝手がよくなかったんですね。漏れていたと言つては失礼かもしれないですけども、気がついた部分について、追加で工事を発生したという理解でよろしいんですか。

○小川委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 委員御指摘のとおりでございます。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 分かりました。

どこまでが手直しでどこまでが新たな発注工事というのは、ちょっとよく分からなかったものですから、これについて質問させていただいたところであります。

今でもやっている部分があるのかもしれませんが、それは決算に関係ないので、続いて市庁舎使用料について、内訳ということで、請求資料の20ページに出していただきました。自販機から1階の案内板まで、決算で1,001万5,932円となっております。これも決算書に載っておりましたが、例えば常陽銀行とかローソンとか、表に書いてあるのは支払いの相手方なんですか。常陽銀行とかローソンとか分かれているんですが、自販機とか写真機とかは誰が支払っているのか分かるのでしょうか。

○小川委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 飯田委員の質問にお答えいたします。

自販機の相手方でございますが、社名ですと、FVジャパン株式会社、グリル水戸市民会館株式会社、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、ジャパンピバレッジホールディングス、水戸ヤクルト販売株式会社等でございます。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 分かりました。

あと、金額については資料に記載のとおりですが、これは面積当たり幾らという話じゃないんですか。これはどういう基準で金額が出ているのか、教えていただきたいと思います。

○小川委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

使用料につきましては、庁舎の評価額から算定しました面積で算出してございます。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 ありがとうございます。

続いて、8番目の総務費と民生費のところでありますけれども、被災者生活再建支援金のところに移っていきたいと思いますが、初めに、去年は台風の影響があったわけでありますけれども、去年の台風第19号による被害の判定は誰がどういう基準で行ったかということを知りたいのと、あと、生活再建支援金のところで、併せて各種支援金が支給されていると思うんですが、その支給状況とか実績について、まずお尋ねしたいと思います。

○小川委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 飯田委員の御質問につきまして、防災・危機管理課作成資料に基づき、お答えいたします。

住家被害の認定基準につきましては、地震、水害などの種別ごとに国が統一した指針を策定しており、指針に基づき1次調査、2次調査の実施により罹災証明を交付しております。1次調査につきましては、外観の損傷状況、浸水の深さなど目視により判定し、全壊であれば床上1.8メートル以上など基準が示されております。また、2次調査につきましては、外観の損傷状況に加え、家屋の内部の損傷状況を柱や床など部位ごとに判定することとなっております。

認定基準については以上でございますが、続きまして、被災者生活再建支援制度についてお答えいたします。

被災者生活再建支援制度につきましては、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤が著しく被害を受けた住宅に対して支援するものでございます。また、本市におきましては、国の支援制度の対象とならない半壊世帯に対して、県からの補助をいただきながら支援できるよう被災者支援に努めているところでございます。

支給区分につきましては、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金の2段階に分かれてございます。

支給状況につきましては、全壊世帯46世帯に対しまして、基礎支援金は全ての世帯、加算支援金につきましては31世帯に支給してございます。大規模半壊につきましては、113世帯に対しまして、基礎支援金は全世帯に対して、加算支援金につきましては87世帯、また半壊につきましては、218世帯に対しまして、基礎支援金は全世帯に対して、加算支援金につきましては解体した場合に対象となりますので、6世帯の支給となっております。

説明は以上でございます。

○小川委員長 飯田委員。

○**飯田委員** 被害の認定については、請求資料2 1 ページに基準等を出していただきまして、これで大体分かるんですけども、やはり第1次調査、第2次調査となっているように、目視とか、そういった浸水後の損傷状況を外観から見て、ほとんどはきっと認定にするのかと思いますけれども、中には、自分の思っている被害状況と認定された状況が異なるという方もいらっしゃるんですね。もう一度調査ということでお願いしてくると思います。その辺の判定は非常に難しい場合もあるかと思ひまして、2次調査でまた詳しくやっていきますから、そこで大体御納得いただけると思うんですが、1次調査で収まらなくて、2次調査に移っていったような例も何件かあるということでしょうか。

○**小川委員長** 小林防災・危機管理課長。

○**小林防災・危機管理課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

2次調査に移ったものについては、大変恐縮ではございますが、県の資料の詳細がないものですから詳細な数はお答えできませんが、実際に現地に行って、そういった対応をさせていただきました。実際に被災された方が各種支援を受けるに当たりましては、いち早く被害程度が明確になることが必要でございます。昨年の台風第19号におきましても、本市においては市民の皆様の申請にかかわらず、水が引いた段階から1次調査を行い、被害状況、また被災者の方からの御相談に応じて2次調査を行い、速やかな被災調査の罹災証明の交付に努めたところであります。

○**小川委員長** 飯田委員。

○**飯田委員** ありがとうございます。

それで、災害援護資金の貸付ということで、去年の台風の中でも3名だったか、貸付があったと思うんですが、それはそれでいいんですが、議案書⑤の5 5 ページになるんですけども、これ不納欠損が出ておまして、貸付金不納欠損は1 4 8 万 6, 5 6 0 円とあるんですけども、この内容について、まずお伺いしたいと思います。

○**小川委員長** 飯田委員、残り10分でございます。

堀江福祉総務課長。

○**堀江福祉総務課長** ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

災害援護資金貸付金につきましては、国の法令に基づき、災害救助法に適用される大規模な自然災害において、住宅等の被害に遭われた所得制限内の世帯主に対して生活再建のための貸付を行うものでございます。実績といたしましては、貸付件数が3件、貸付の総額は407万円でございます。

また、御質問の当該貸付金における不納欠損額、約140万円につきましては、平成10年のときに水害の貸付が1件ございまして、水戸市債権管理条例の規定に基づき、消滅時効の完成により不納欠損としたものでございます。

以上でございます。

○**小川委員長** 飯田委員。

○**飯田委員** 分かりました。平成10年にも床上浸水となっておったときがありまして、それで貸し付けた分の不納欠損ということで、分かりました。

やっぱり災害で大きな痛手を受けて、お金を借りて、それを返すというのはなかなか大変なことなんです

けれども、1件で、そのときであればいろいろな事情はあるとしまして仕方ないのかと感じます。

続いて、9番目の諸収入のほうに移っていきたいと思うんですが、こちらは原発事故損害賠償金ということなんですけれども、議案書⑤の67ページ、283ページと、あと請求資料の23ページ、24ページ、それぞれ出していただいておりますが、一般会計のほうと農業集落排水事業会計のほうと2つに分かれていまして、金額的には少ないものであります。賠償金を頂いておりますけれども、請求資料24ページのところに若干の説明と、あと24ページの最後に累積請求額と累積支払い額の金額の差額があるものから、その辺についての説明をまずお願いしたいと思います。

○小川委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

原子力発電所事故に伴う東京電力に対する損害賠償についてでございますが、これまで福島第一原子力発電所の事故に起因する放射線対策に要した経費について、東京電力に対し、各年度ごとに賠償請求を行ってきたところでございます。

請求資料の23ページ、24ページにつきましては、これまで請求してきました累積請求額と累積の支払い額について、表記しているものでございます。

御質問の累積請求額と累積支払い額の差についてでございますが、8,563万2,179円の請求に対しまして5,182万7,686円の支払いがなされたところでございます。この差額でございますが、東京電力と個別に協議を重ねてきたものでございますが、こちらの東京電力に対しての賠償請求につきましては、国のほうの審査会におきまして賠償の対象となるものの指針が示されてございます。この指針に基づいて、賠償の対象外にされたものが支払額から抜けているものでございます。

○小川委員長 質疑時間が、あと5分となりました。

飯田委員。

○飯田委員 一般会計のほうの議案書⑤の67ページに記載されている2万1,600円は、請求資料の23ページのところでいえばどの部分に入るのか。あと、議案書⑤の283ページのほうで、これは農業排水の部分ですから、24ページの農業集落排水事業会計の汚泥のうち、上の行でよろしいのか、その確認だけさせていただきたいと思います。

○小川委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

一般会計の2万1,600円の部分につきましては、請求資料23ページの一番上、放射線測定手数料の請求経費の一番上の脱水汚泥放射性物質測定手数料の箇所でございます。

また、農業集落排水事業に関しましては飯田委員御指摘のとおり、農業集落排水処理施設汚泥放射性物質測定経費の箇所でございます。

○小川委員長 飯田委員。

○飯田委員 ありがとうございました。

それでは最後になりますけれども、給食費についての諸収入のところであります。こちらについては、議案書⑤の59ページと決算審査関係資料の10ページ、こちらに給食費の不納欠損ということで80万9円

とありますけれども、まず給食費の徴収方法と収納対策はどうなっているか。平成28年度から公会計に移っているということで徴収方法も変わったと思うんですが、そのことと、あと過年度分の給食費の不納欠損に至る経過、これについて併せて御説明をお願いします。

○小川委員長 小川学校保健給食課長。

○小川学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

学校給食費につきましては、平成28年度から、それまでの学校長の会計から水戸市の公会計へと移行いたしました。現在、給食費の徴収方法につきましては、原則として口座振替により納付をお願いしております。令和2年6月現在、約99%の方が口座振替を利用されております。

また、納期限までに納付のなかった保護者に対しましては、各期の納期限から20日以内に保護者宛に督促状を送付し、督促状を送付しても納付が確認できない場合には、児童手当からの申出徴収や催告書の発送を行っております。さらに、催告にもかかわらず未済額の解消に至らない場合や滞納額が高額となっている場合には、より厳しい文面の警告書を発送しております。それでも納付や納付相談のない保護者に対しては、臨戸訪問などを実施するとともに未納の保護者について学校と情報を共有しながら、経済的な理由により納付が困難と思われる保護者に対しては就学援助制度を勧めるなど、学校と連携した未済額の解消に努めているところでございます。

次に、過年度分の給食費につきましては、昨年度収入済額として1,227万5,375円の収入がございましたけれども、一方で未済額というものも発生しております。不納欠損に至る経緯といたしましては、これまで保護者負担の公平性確保のために納付をしていただけるように催告を続けてきたところでございますが、事実上、徴収の見込みが著しく困難な保護者もいらっしゃいます。そのため水戸市会計管理条例第6条に該当し、債権管理の対応をとった上でも、なお回収が困難で、かつ将来にわたり回収の見込みがないと判断した会計については、債権放棄を行うこととしたものでございます。

具体的には、現在、生活保護や就学援助を受けている世帯であり、納付資力がないと判断されるもの、また市外転出後のさらなる転居等により現在の居住先が不明となっているもの、また破産しているものを対象として実施したところでございます。

以上でございます。

○小川委員長 ありがとうございます。

飯田委員、何かありますか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 それでは、飯田委員の通告に関連する質疑があれば、発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 では、ないようですので、以上で飯田委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

続きまして、須田委員から発言をお願いします。

○須田委員 それぞれ通告に従って答弁を求めたいと思います。

まず、1つ目の土木補修費について、決算を認定するに当たって、これが適正かどうかということで資料をいただきました。資料の数字を見る限りでは増減があるのと、当然ながら補修費の中で、毎年道路が増え

ていくんだけど、今年はこちらをやらなきゃならないから大きな費用がかかりましたね、ここのところは今年はないかと、そのような費用も含めていると思いますが、道路維持費について、今現在が増加傾向にあるのかどうかということに関しての認識を1点伺いたいと思います。

○小川委員長 小田土木補修事務所長。

○小田土木補修事務所長 ただいまの須田委員の御質問について、お答えいたします。

年々老朽化した路線が増す中、緊急的な補修、また市民からの補修要望が多数あり、優先度と緊急性を加味しながら補修路線を選定していますが、年次的に補修費用は増加するものと推測しております。

○小川委員長 須田委員。

○須田委員 ということは増加傾向というのは、これはもう否めないというのは当然でありますし、道路が増えていく、その他改修が必要な部分もあるということでもありますので、認定することに賛成でありますけれども、やはり今年度、次回の3か年計画におきまして、今年例えばコロナの影響で減額分がリーマンショックのときのマイナス分20億円を超えるんじゃないかというような予測もされるし、国のほうから補填される部分が75%あるのかもしれませんが、そういう大変厳しいところでもありますので、市民要望も当然かなえるべきでありますけれども、その中でも、きちんとした順位づけをさらに厳しく精査して、そういう支出の少ないような形で今後とも臨んでいただきたいという意見であります。

それから2点目なんです、災害復旧費全体の消化の内容についてですが、昨年度、大変な災害が10月にあったかと思えます。それに伴い災害復旧費のいろいろな予算がついたわけでもありますけれども、その消化率というか、使ったお金の割合が大変少なかったと思われま。

2つの要因が考えられると思います。1つ目の要因は、当然ながら災害復旧費なので予算を多くとったのかなと、それでやってみたら、そこまでかからなかったと、そのときは予測があまりにも困難なわけでもありますので、そういう考え方、もしくは災害復旧費の中で、まだまだやっていないことがある、それによって不用額が出てくる。そうすると、その後は繰越しをしていくんでしょうけれども、この執行率の低い部分に関しての理由というのを執行部から説明いただきたいと思います。

○小川委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの須田委員の質問にお答えいたします。

議案書⑤232ページから235ページの災害復旧費につきましては、災害発生直後、速やかに現地調査を行い、すぐに必要な事業費を予算として計上いたしました。その後、国による査定なども含めて再度精査し、詳細な設計額を算出することにより事業費が抑えられ、その差額分が不用額として生じました。

以上でございます。

○小川委員長 須田委員。

○須田委員 私の聞きたいことは、当然皆さんも分かるとおり、災害復旧費がきちんと執行されているかということ、そういう状況の中で精査してみたら、その当時は幾らか多めに取らないと、また増額補正の議案を出さなきゃならないということもありますので、そういう中で適正に使われているということでありましたら、その確認ができれば当然認定に賛成するというものであります。今後、また災害等が起こってくる可能性も当然ありますから、昨年の10月にあった被害を教訓にして、さらにスピーディーに、さらに対応を

早く、そして予算に関しても、今後はさらに精度の高い予算等をつくれるように、災害の復旧に対してぜひ生かしていただきたいという要望を1点言わせていただきます。

それでは、最後に特別会計の一般会計繰入金についてであります。

当然ながら繰入金もいろいろな事情があるでしょうけれども、それぞれの繰入金にどのような経緯があるかということで、全体に対する不安があり、質問させていただきます。

資料を見させていただきますと、減少額の一番大きな会計は国民健康保険会計であります。2億4,000万円も減収となっていますけれども、その要因というのは何だったのでしょうか。増えるものなのかなと私は思っているんですが。

○小川委員長 梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 国民健康保険会計の繰出金について、お答えいたします。

国民健康保険会計は、以前は累積赤字がありましたが、税の改正によりまして75歳以上の方は後期高齢者医療会計に移行しております。よって、対象となる被保険者が減少しているため、保険税の軽減というのが対象の多くを占めております。このため減少傾向がございます。また、被保険者の年齢構成が変化しておりますので、収支を今日も改善しております、これまで基準外の繰入れを行ってききましたが、これを全市民的に減少させることができていることから減少傾向がございます。

○小川委員長 須田委員。

○須田委員 大きな要因が分かりました。ぜひ今後とも適正な運営をしていただきたいと思います。

それから2番目に減少している会計を見ると水道事業会計となります。水道事業会計に対しては、新庁舎整備等の部分があるのかなと思われるんですが、1億7,000万円の減少について、3億1,000万円から1億4,000万円への減少の原因は、決算審査関係資料に書いてあるのかな。ちょっとその内容について、説明をお願いします。

○小川委員長 梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 請求資料26ページの下から3行目の下水道事業会計は、御指摘のとおり減少しております。下水道事業会計は公営企業でありますので、繰出基準に準じて繰り出しを行ってきたところでございます。ただし、下水道事業会計が本庁舎の整備費用を負担しているということが特別交付税措置の対象になっております。特別交付税は、一度一般会計に歳入がございますので、水道部の災害復旧分を一般会計で受けて、特別会計に繰り出してきたというのが平成28年から30年の間で増額となった要因でございます、平常時の金額に戻っているものでございます。

○小川委員長 須田委員。

○須田委員 あと資料を見させていただいて1点なんですが、繰入金が増加している部分で介護保険会計があるわけでありまして。介護保険会計の増加に関しては、国の保険証の公費負担のルールが当然あると理解していますが、なぜこのような増加が出てくるのかなという部分について、1点説明をいただきたいと思っております。

○小川委員長 梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 御質問のありました介護保険会計に対する繰り出しですが、内訳として一番

大きいものが介護サービスの事業者に対する繰り出しでございます。介護給付に対しましては、公費負担が50%というルールがございまして、その内訳は国が25%、県が12.5%、市が12.5%でございます。介護保険の給付分が増加するに伴いまして、この12.5%分が増加しております。平成30年から令和元年までの1年間で給付が8億円増加しております。そのため繰入金も12.5%の1億円増となっております。

さらに令和元年度は、低所得者の保険料軽減措置が拡充されました。これに対しまして、保険料の軽減分として1億2,000万円の新たな繰り出しが生じたところでございまして、2つ合わせて2億円強の繰り出し増となりました。

○小川委員長 須田委員。

○須田委員 ありがとうございます。

それぞれ大変分かりやすい説明でしたので、私はそれで理解できたということで、今回の認定に関して賛成とさせていただきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○小川委員長 それでは、須田委員の通告に関連する質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 では、以上で須田委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、次回の委員会は、明日24日木曜日午前10時から開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時16分 散会